

本ガイドラインは、国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）と民間企業等との共同研究から生まれる知的財産の取扱いについて、基本的な考え方を示すものです。

共同研究契約の相手方民間企業等（以下「パートナー企業」という。）とは、本ガイドラインに沿って、協議します。

### 1. 知的財産の定義

共同研究における知的財産とは、特許、著作権、商標、実用新案及びノウハウ等研究活動から生じる全ての知的財産権を指します。

### 2. 権利の帰属

共同研究の成果として得られた知的財産の権利の帰属は、発明者主義に基づき、発明への貢献度により決定します。

本学は、パートナー企業と、実際に貢献した研究者の実績を確認し、権利の持分を決定させていただきます。

### 3. 単独知的財産の取扱い

本学は、単独所有の知的財産を積極的に社会実装することを推進します。

パートナー企業には、当該知的財産の実施に係る優先交渉権を付与し、一定期間、無償で交渉させていただきます。

無償期間を超える場合は、出願及び維持管理等費用の負担やその他の対価を求めます。

### 4. 共有知的財産の取扱い

本学とパートナー企業との共有知的財産については、公平性を考慮し、本学とパートナー企業で協議の上、詳細を決定します。

出願及び維持管理等費用は、原則、パートナー企業にご負担をお願いさせていただきます。

パートナー企業が独占的实施を望んだ場合、本学は金銭的対価を求めます。

パートナー企業が非独占的实施を望んだ場合、本学は金銭的対価を求めませんが、第三者へのライセンスを積極的に行います。

また、本学の持分をパートナー企業に譲渡する場合は、譲渡対価を求めます。

### 5. 知的財産の学術目的等の利用

パートナー企業には、本学が共同研究から生まれた知的財産について、学術研究又は教育等非商業的な目的で利用することを許諾いただきます。